**第２６回大阪府食の安全安心推進協議会**

**日時：令和４年８月１９日（金）**

**午後２時００分から**

**場所：ＯＭＭビル２階**

**会議室（２０２～２０４）**

**（ウェブ会議併用）**

○事務局　定刻になりましたので、ただ今から「第２６回大阪府食の安全安心推進協議会」を開催させていただきます。

　本日は皆様、何かとご多用のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課　課長補佐の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、ウェブ会議システムの併用により運営を行うこととしており、事務局も会場の人数を抑え、ウェブ参加で一部対応させていただきますので、予めご了承ください。

　早速ではございますが、協議会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部長の藤井より、ごあいさつ申し上げます。

○事務局　こんにちは。大阪府健康医療部長の藤井でございます。「第２６回大阪府食の安全安心推進協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから大阪府の健康医療行政の推進に多大なるご協力をいただきまして、改めまして、御礼を申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、現在、第７波の真っ只中にございます。お盆の間、感染者も、多少収まりましたが、再び、１日あたりの感染者が２万人台という、大変大きな規模の感染拡大の中にあります。

　大阪府におきましては、検査医療体制が逼迫しておりまして、医療非常事態宣言のもと、さまざまな課題に対応を行っているところでございます。引き続き、関係者の皆様方、基本的な感染対策の実施等、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

　さて、食の安全安心を確保するためには、関連事業者様、消費者の皆様のご理解のもと、行政をはじめとする、さまざまな関係者の取組が重要となってまいります。食に関する課題を共有し、それぞれのお立場でご意見をいただける本協議会の役割は、大変大きいと認識をしております。

　このたび、第３期の食の安全安心推進計画（以下、第３期計画）、５カ年計画でございますが、今年度、最終年度を迎えました。この間、２年半以上にわたるウィズコロナのもとで、取組について、さまざまな制限がかかってまいりましたが、その中でも、最大限の努力をしてまいったところでございます。

　本日の協議会では、第３期計画の取組評価等をご報告申し上げた後、次期の第４期計画の策定に向けて、ご意見を賜りたいと考えております。限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、ぜひこの評価あるいは次期計画の考え方につきまして、忌憚なくご意見をいただきまして、いただいたご意見を、次期計画の策定に反映してまいりたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

　私からは、大変に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局　藤井部長は次の公務のため、失礼ではございますが、ここで退席させていただきます。

　なお、本日は、石川委員、楠本委員、佐伯委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席でございます。また、平川委員におかれましては、本日はウェブでのご出席のご予定ではありますが、少し参加が遅れる旨ご連絡をいただいております。

　また、本日は、関係行政機関として、厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の皆様方にもオブザーバーとして、会場及びウェブにて参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、会議を開催します前に、本日お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

　本日の「次第」

　「委員名簿」及びその裏面の「配席図」

　資料１「第３期大阪府食の安全安心推進計画の取組評価の概要」

　資料２「第３期大阪府食の安全安心推進計画の取組評価について」

　資料３「第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定」

　資料４「第４期大阪府食の安全安心推進計画（骨子案）」、以上でございます。

　不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

　次に、本日の定足数について報告いたします。

　本協議会は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則」第５条第２項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。本日、ご出席いただきました委員の皆様は１２名で、委員総数１７名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

　なお、これまで本協議会委員を務めていただきました日本チェーンストア協会関西支部の事務局長である南野委員におかれましては、同協会の役員の変更に伴い、新たに同協会の事務局長となられた林幹二様に、本年７月より後任として本協議会委員にご就任いただいておりますこと、この場をお借りしてご報告させていただきます。

　それでは、以降の進行は「大阪府食の安全安心推進協議会」の小田会長にお願い申し上げます。

　小田会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○小田会長　ご紹介いただきました小田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

　今、部長様からのご挨拶であったように、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているのですが、その中でお集まりいただきありがとうございます。

　本日は、色々と重要な議案があるのですが、ＨＡＣＣＰの制度化、それからウクライナ情勢で、これに伴っての、いわゆる情報、情勢変化、大きな流れがあるわけですが、もう１つ、３年弱に迫った大阪・関西万博（正式名称:２０２５年日本国際博覧会）、この対応についても考えていかないといけないわけですが、食への関心は、かつてないほどに高まっているわけです。その中で、大阪府の食の安全安心という、非常に重要な位置付け、役割があると思っておりますので、本日は短い時間ではありますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

　それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めていきたいと思います。

　今日は、先ほどの部長様からのご挨拶にもあったように、２つの重要な案件があります。１つは第３期の報告、新たな第４期計画に向けての素案づくりですが、これについて皆様の色々なご意見を頂戴したいと思っております。

　まず、この会議は、全て公開となっておりますので、事務局で議事録を作成し、府のホームページ等で、公表していただくようお願いします。

　それでは、お手元の「次第」に沿って進めていきたいと思います。まず議題１は、「第３期大阪府食の安全安心推進計画の取組評価について」となっております。これについては、資料１を見ていただきますと、事務局でうまくまとめられております。特に施策の柱、４つ書いてありますが、これに基づく基本施策が１３あって、個別に５７の事業に取組、これについての評価のご説明をいただきますが、ここを参照しながら聞いていただくと、よりご理解が深まるかと思っております。よろしくお願いいたします。

　それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、議事１について、説明をさせていただきます。大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課 総括主査の山出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　議事の１は、第３期計画の５カ年計画のうち、平成３０年度から令和３年度の４年間の取組評価の報告となります。

　これまで、推進計画の進捗状況につきましては、主に数値目標の達成状況を中心に、毎年度、本協議会で報告させていただいているところです。前回の３月の協議会においては、令和２年度と令和３年度の２年間の数値目標の達成状況を確認いただきまして、主にコロナ禍の影響等によって、多くの事業において、目標達成に至っていない状況を報告したうえで、第４期計画に向けたご意見を頂戴したところです。

　本日の協議会の議事１では、第３期計画のより詳細な取組評価としまして、数値目標の設定のある事業だけでなく、第３期計画で掲げた５７のすべての個別事業の取組評価について、その概要をご報告させていただき、第４期計画の策定に向けた議論の基礎資料としていただければと考えております。

　お手元のＡ３の資料１が、各事業の取組評価結果を分析した資料となっております。また、Ａ４の資料２につきましては、各事業の取組評価をまとめた資料になっております。

　各資料の説明にあたっては、ウェブ会議システムで画面共有させていただきまして、会場でも、前のスクリーンに映しながら、ご説明をさせていただきます。見えづらい場合は、お手元の資料で確認いただければと思います。

　まず、資料２の内容を抜粋して説明いたします。画面共有いたします。

　資料２の３ページ、４ページをご覧ください。こちらは、数値目標の設定のある事業の実施状況の一覧です。

　こちらの表は、本協議会でも、毎年度ご報告させていただいているものの４年間のデータをまとめたものとなります。右側の黄色の網かけの２列をご覧ください。２０２１年度（令和３年度）の実績と、目標に対する達成状況を記載しております。

　具体的には、例えば、上から３番目の「未達成」の項目を見ますと、一番左側の列に事業の内容として、「⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導」とありまして、目標指標としては、食品関係営業施設に対する監視指導目標数の達成率としております。目標は、毎年度１００パーセント以上としておりますが、２０２１年度の実績値としては７７パーセント。コロナ禍で事業を一部縮小したことにより監視施設数が減少したことが要因で、目標未達成となっている状況です。

　このように一覧にしておりまして、コロナ禍以外の要因で未達成となっている項目としては、４ページ目の下から3行目、４６番の「大阪エコ農産物認証制度の推進に関する事業」ですが、平成３０年度の台風被害によりまして、認証面積が減少し回復していないなどもございます。

　これらをまとめますと、４ページ目の表の下段に記載しておりますとおり、個別事業に係る１６項目の数値目標の達成状況につきましては、達成が５、未達成が10、事業見直しにより評価対象外とした項目が１でございます。

　なお、表の中央の列、編みかけの２列につきましては、コロナ禍前に２０１９年（令和元年）度の実績達成状況となっており、後ほど、資料１でもご説明しますが、２０２１年（令和３年）度の状況と対比することで、コロナ禍の前後での取組状況も比較分析しております。こちらは、後ほど説明をさせていただきます。

　次に、５ページをご覧ください。こちらのページ以降１７ページまでが、１３の基本施策別に、関連する各個別事業の主な取組内容と、自己評価をまとめた評価シートとなっております。こちらのような評価シートが１３枚、このページ以降に付いております。

　１３の基本施策の位置付け体系につきましては、冒頭に会長から説明いただきましたように、資料１の左側に記載の「第３期計画の概要」の施策の体系をご覧いただければと思います。

　並行してご覧いただきまして、こちらの５ページにつきましては、施策の柱「１．生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」の、施策の柱の中の基本施策（１）監視指導についての評価シートです。資料中段には、関連事業名、主な取組内容と自己評価を記載しております。

　評価は、ＡＢＣの３段階の区分に基づいて、事業の担当課で自己評価した結果となっておりまして、Ａは計画どおり取組ができている、Ｂは概ね計画どおり取組ができている、Ｃは計画どおり取組が進んでいないといった区分となります。

　また、数値目標の設定のある事業につきましては、先ほど見ていただきました３ページと４ページの内容の再掲になるのですが、下に抜粋して記載しております。

　結果としまして、基本施策の（１）監視指導につきましては、①から⑦までの７つの関連事業のうち、②⑤⑥の３つの事業につきましては、数値目標の設定のある事業で、それぞれに数値目標を達成している事業②⑤は自己評価もＡ評価となっております。

　一方、数値目標が未達成の事業⑥につきましては、評価もＣ評価としております。

　その他の数値目標の設定のない事業につきましては、取組状況で自己評価しており、例えば、①大阪府内産農産物の安全安心確保に関する事業につきましては、こちらに、「府で行う残留農薬分析やＪＡ等が自主的に実施している残留農薬分析において、基準値を超過するなど、食品衛生法違反の疑いがあるものについて適切に立ち入り調査を実施した」、とありますように、府内産農産物で残留農薬が基準値を超えた場合などの際には、生産段階で農薬が適正に使用されていたかどうか、要因が何であったか、例えば、本来の適用とは異なる適用外の農産物への農薬使用であるとか、農薬散布時の飛散、ドリフト等などの要因を確認したうえで、安全性に問題のある農産物を出荷しないように指導するために、ＪＡや農家等への立ち入り調査、立ち入り検査を適切に実施した、ということでＡ評価としております。

　このように、それぞれ数値目標の設定のある事業は、数値目標の達成状況を踏まえ、数値目標の設定のない事業については、４年間の取組状況を踏まえて自己評価し、それらの結果を踏まえ、基本施策ごとの評価内容と、今後の方向性としては、下段に記載のとおり、（１）監視指導の基本施策については、製造流通段階での食品関係施設の監視指導については、コロナ禍での保健所業務の逼迫や感染拡大防止への配慮により影響を受け、計画どおりの取組が進んでいない取組がありましたが、その他、農畜水産の生産段階での関係施設等への監視指導等は計画どおりに取組ができている。生産から消費に至る一環した監視指導等が概ね実施できている。ということで、今後も、引き続き関係法令に基づく監視、指導等を実施していく。と総括しております。

　同様に、６ページ以降、基本施策別にまとめておりますが、本日は時間の都合上、１３の個別評価シートの説明は一部割愛させていただき、重点施策として設定しております基本施策について、抜粋して少し説明をさせていただきます。

　それでは７ページ、第３期計画の重点施策として予定しておりました「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」の評価シートになります。

　こちらは、数値目標を設定している事業につきましては、やはりコロナ禍の影響で達成ができていないといったところが見られ、自己評価としてはＣ評価が付いております。

　具体的には、⑭⑮のように、保健所等の食品監視員が、実際に店舗、製造施設に立ち入り調査をしまして、表示の指導をする場合や、食品表示指導員による販売店舗への巡回点検で生鮮食品の原産地表示を確認し指導を実施するという事業については、コロナ禍の影響で一部縮小して実施したことで、計画どおりに進めることができなかったとして、自己評価としてはＣ評価としています。

　また、⑱表示制度の普及啓発につきましては、コロナ禍前には、府主催の食品表示研修会に加え、食品関連団体主催の学習会への講師派遣等、積極的に実施をしてきたところですが、やはりコロナ禍で、そのような事業も縮小せざるをえない状況が続いたといったことがございます。

　一方、消費者に対して、楽しく食品表示を学べる啓発資料を府ホームページに紹介したり、食品表示への理解促進に、できる範囲で努めているという状況です。

　このような状況から、施策の取組状況、今後の方向性につきましては、令和２年度以降、コロナ禍で休止縮小せざるをえない事業が多数ありましたが、令和４年度から開始した食品表示に関するさまざまな消費者教育事業を含めまして、今後も継続して、食品表示の適正化及び表示制度の普及啓発に努めていきたいと考えております。

　次に１６ページ、「施策の柱４．事業者の自主的な取組の促進」の（２）としまして、第３期計画での重点施策として、国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進という施策です。

　こちらでは㊼のＨＡＣＣＰ導入支援としまして、平成３０年度に「食品衛生法」の一部改正がされた後、事業者団体が作成した手引書の内容に沿った講習会の開催であるとか、令和元年度には、許可件数の多い飲食店営業のほか、菓子やパン類、そうざい製造業等の業種別講習会を府内中核市と共催により実施をする、といった取組支援を進めていましたが、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症により、集合型講習会実施が困難になった状況もあり、個別相談会への切り替えであるとか、令和３年度は、大阪府と包括連携協定を結んでおります株式会社ダスキンとの共催の、ＨＡＣＣＰウェブセミナーの実施等に取り組んだところです。

　しかしながら、数値目標としては、ＨＡＣＣＰセミナー等の開催として掲げていた目標につきましては、基準値からは大きく、参加者数としては伸びた状況ではあるのですが、目標には達成していないということで、自己評価としてはＣとしております。

　その他、㊽食品衛生による知識習得の支援につきましては、食中毒予防テキストや病原物質別の啓発リーフレットを作成し、府ホームページやメールマガジン等での啓発の実施、またコロナ禍で、食生活の変化ということで、テイクアウトやデリバリーを始める事業者も増えましたので、そういった事業者向けのリーフレットの作成や、流通形態の変化に応じた衛生知識の普及啓発に努めております。

　こちらも、講習会といったところでは一部縮小した取組もあるのですが、概ね計画どおり取り組めたということでＢ評価としています。

　最後に、㊾大阪版食の安全安心認証制度につきましては、認証を取得した施設をメールマガジンやホームページを活用して広く公表するなど、制度の普及に努め、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化によって、認証制度の需要も増えたこともあり、認証施設としては当初目標を大きく上回って増加傾向となっておりますので、評価としてはＡとしております。

　総括としては、引き続き監視指導であるとか、セミナー開催等により事業者の理解を深めるとともに、食品衛生講習会の実施や講師派遣並びに大阪版食の安全安心認証制度の推進により、事業者の食の安全安心の取組促進を図っていきたいと考えております。

　個別評価シートの説明は以上とさせていただき、こちらの資料をまとめた資料１を用いて全体の評価につきまして、分析総括した概要を説明させていただきます。資料１をご覧ください。

　右側の２番第３期計画の取組の評価のパートについてですが、はじめの表に、５７の個別事業の評価結果一覧をまとめています。

　５７のうち、３３がＡ評価、７がＢ評価、１６がＣ評価、１が評価対象外となっております。全体の約３割弱がＣ評価で、表の右側に吹き出しで、Ｃ評価の１６事業を列挙しております。

　なお、黒丸の数字の事業につきましては、数値目標の設定のある事業となっており、先ほどの資料２の３ページと４ページでご確認いただいた数値目標一覧の、２０２１年（令和３年）度の達成状況で、未達成であった１０項目の関連事業がＣ評価となっています。

　残りの白丸の数字の６事業につきましては、数値目標の設定のない事業ですが、例えば、⑮健康食品関係施設の監視指導につきましては、⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導と同様に、コロナ禍での一部監視指導事業業務の縮小で、計画どおりできていない部分があったりですとか、㉟食中毒予防啓発キャンペーンの実施や㊶の対面での講習会の実施等に関連する事業はコロナ禍の影響を受けているところです。

　なお、㊻エコ農産物認証制度の推進などの事業につきましては、先ほどご説明したとおり、台風被害の影響により、Ｃ評価となっております。

　ということで、Ｃ評価の１６事業のうち、㊻の事業を除く１５の事業につきましては、いずれもコロナ禍の影響を受けていると考えられたのですが、コロナ禍前の状況と比較することで、コロナ禍以外の要因がなかったのかどうかということを分析した結果が図のとおりです。

　コロナ禍前の令和元年度の取組状況としては、計画どおり、または、概ね計画どおり取組ができていた事業は、１４事業ございました。一方、コロナ禍の影響だけではなく、コロナ禍以前から、計画どおりに取組ができていなかった事業としては、１事業ありました。㊲の府民向けの食品衛生講習会の開催です。

　こちらの事業では、参加者数４０００名を目標に掲げておりましたが、コロナ禍前の令和元年度の実績で２２００名、直近の令和３年度の実績では、さらにコロナ禍の影響もあり、５３０名と、目標を大きく下回る結果となっております。

　事業自体は、府が主体で参加者を募集して開催するものだけでなく、市町村や地域の自治会や学校等からの依頼を受けて講師を派遣する形で、食中毒予防等の講習を実施しており、コロナ禍以外の減少要因では、開催の要望が減少したことにより、参加者数が減少しました。

　従いまして、㊲の事業につきましては、今後の第４期計画においては、より実施しやすく、また、参加する側も参加しやすい方法として、オンラインを活用するなどといった取組方法等の改善が必要ではないかと考えております。

　このように、各個別事業評価につきましては、基本施策別に一覧にした表が、下の表になっております。

　コロナ禍以外の課題もありました㊲の事業については、３の（３）学べる機会の提供の中の取組事業となっております。

　最後に、資料の下段は、評価結果を踏まえた総括、今後の方向性となります。

　丸の１つ目と２つ目は、今説明したとおりで、最後の項目ですが、第３期計画では、コロナ禍前の取組状況も鑑みると総合的には概ね計画どおり取組が行えたと評価できますが、令和２年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、コロナ対応への健康医療部内での体制確保や感染拡大の防止に配慮した事業の縮小などの影響を受け、一部計画どおり取り組めなかった事業も発生したことから、第４期計画では、これまでの施策の方向性を維持しつつ、社会情勢の変化等を踏まえながら、コロナ禍での事業の実施方法等の見直しも図り、継続して取組を推進していくことが必要。と総括しております。

　以上が、事務局からの第３期計画の取組評価の概要の報告となります。

○小田会長　事務局から、第３期大阪府食の安全安心推進計画の取組評価について、４年間の取組状況に対する自己評価の報告がありました。

　多岐にわたり非常に細かい内容ですが、資料１を見ながら、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

　これについては、質問やご意見のある方にご発言いただきたいと思いますが、いかがですか。ウェブの参加の委員の方々でも結構です。いかがですか。

　ウェブ参加の大滝委員はいかがでしょうか。

○大滝委員　ご報告ありがとうございました。多岐にわたっているのですが、やはり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、なかなか達成が難しかったというところはあるのかなということで、感想だけになりますが、特に質問とかはありません。よろしくお願いします。

○小田会長　特定非営利活動法人関西消費者連合会の西寺委員、いかがですか。

○西寺委員　西寺です。今おっしゃられたように、ここ２、３年、新型コロナウイルス感染症のことで、ほとんどがストップしているような感じで思っております。本来であれば、もっと計画が達成していたのではないかと思っておりますが、今のところ、それしかお答えすることができません。

○小田会長　ありがとうございます。ずいぶん多岐にわたっておりますので。

　それでは、公益社団法人大阪食品衛生協会の齋藤委員いかがですか。

○齋藤委員　大阪食品衛生協会の齋藤です。

　１つ質問というか、先ほど、事務局の説明の中で、食品衛生講習会の実施についてはＣ評価ということで、できていないということですが、私どもの業界方にも、企業から、保健所が忙しくて衛生講習をやってもらえないということで、大変色々と相談が来ております。ましてや新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、マンパワーを集めることも難しい中で、代替え、代替えと入れ替えていく中で、衛生教育が滞っていると、事故につながる可能性があるので、事業者自体が不安に思っておられることも多いようで、できましたら、この部分は、本年度はまだ、コロナの第７波の状況ですが、やはり微生物対策という意味でも、保健所は手を抜かずやっていただきたいと、私個人の意見として発言しておきたいと思います。

○小田会長　ウェブの公益社団法人関西消費者協会の丸山委員はいかがですか。

○丸山委員　確認ですが⑱の新たな食品表示制度の普及啓発というものがございまして、この普及啓発の教材などは、どこがつくったのですか。府でつくられたのか、まず、それを確認させていただきたいと思います。

○小田会長　いかがですか。

○事務局　食の安全推進課食品表示グループの安部と申します。よろしくお願いいたします。

　先ほど、丸山委員よりご質問がありました表示に関する教材ですが、大阪府食の安全推進課の食品表示に関するホームページで「食品表示を学んでみよう」というコーナーがありまして、このページのコンセプトとしては、事業者向けというより、消費者の方に少しでも食品表示というのが身近なものであるとか、何気なく見ていることでも「あ、実はこういう理由があるんだね」ということをわかっていただきたい、ということで、小さなお子様でも、保護者の方と楽しんでいただけることをコンセプトに、色々な種類をつくっております。

　テキストというよりは、漢字ドリルであったり、食品表示を模した工作、大阪府のもずやんにも登場してもらって、少し、クスっと笑えるような楽しい、色々なコンテンツがございます。実はこれは、表示グループの職員が、一から考えてつくっている、まさにオリジナル教材ですので、なかなか量産ということはできないのですが、実は、毎年少しずつ増えておりますので、よければ一度ご覧いただき、是非、ご活用いただければと思います。

○丸山委員　ありがとうございます。大変面白そうなので、ぜひ拝見したいと思います。

　では、大阪府の方々が知恵を出し合って、業者委託はなく、全部を大阪府でつくっておられるのですか。

○事務局　はい。直接ホームページから、各ご家庭等のプリンタから印刷してお使いいただけるものとなっておりますので、原則、Ａ４のカラー印刷プリンタがあれば、プリントアウトできるものになっています。

○丸山委員　コンテンツをつくり上げられるためには、ホームページをつくる業者を通してとか、そのようなことですか。

○事務局　ホームページというよりは、工作とかドリル、クイズの用紙を載せているという感じです。ホームページで、最近よくあるアンケートのように、クリックして選んで進んでいくという形のものではなく、実際に、ホームページには載せているけれど、教材自体は、非常にアナログなもので、デザインであったりコンセプトであったりは、グループの職員が、展開図をフリーハンドで書いてつくってみて、そこにデザインを載せていくということをしています。素人が作成したものとしては、非常によくできておりますので。

○丸山委員　ありがとうございます。なぜこれを伺ったかというと、普及啓発や教材作成などは、よく、消費者団体や組織など、そういった所に委託されることが多かったので、これは、どのようにお作りになったのかなと思いまして。今後、そういったことを予定されていることはあるのかを、お尋ねしたいと思います。

○事務局　表示の教材に特化したお話ということでよろしいでしょうか。私がお話しできるのは、その部分だけなのですが。

○丸山委員　はい。表示に特化されたものでは、今後、大阪府の方がつくり続けられるのでしょうか。

○事務局　１人の職員だけではなく、数人でアイディアを出し合って実施しておりますし、私どもも、メンバーが途中で入れ替わってしまったりすることもありますので、いつまで続けられるかは、今はお約束はできないのですし、なかなか役所でございますので、使える予算等も限られておりますので。

　もしよかったらということで、アイディアを頂戴したりであるとか、ご協力いただける範囲で、何か一緒にできることがあればお声をかけていただければありがたいです。

○丸山委員　お忙しいのに大変と言うか、よくやってらっしゃるなと感銘を受けております。どうもありがとうございます。

○事務局　こちらこそありがとうございます。グループ担当者にも伝えておきます。

○小田会長　それではもうお一方だけ、公募委員の標葉委員、何かありますか。

○標葉委員　コロナ禍で、なかなか取組ができないという中で、概ね達成できているような部分と、できていない部分があったのですが、できなかった部分に関して、新型コロナウイルス感染症が現在もこのような状況ですので、仕方ないというか、しょうがない部分もあると思うのですが。ただ、コロナ禍が、今後数年ですぐに収まるという傾向でもないような現在の状況で、達成できなかった部分に関して、できなかったが仕方がないではなくて、では、それを達成するために、何かやり方というものを変えていかないといけない部分が、結構出てくるのではないかと思っています。

　基本的には、目標というのは、次の期に継続してやっていく部分だと思うのですが、やり方を変えていかないと、おそらく、次の期も達成できないという形になってしまうので、このようなウェブ会議などを活動の中で生かしていくなど、やり方を色々と変えていかないといけないと思います。その辺り、検討していただきたいと思いました。

　以上です。

○小田会長　何か事務局からありますか。

○事務局　標葉委員、ありがとうございます。本当に、今おっしゃっていただいたように、コロナ禍で取組がなかなか進めることができなかった現状がありまして、次の議題、第４期計画の骨子案の中でも説明させていただきたいと思うのですが、コロナ禍で集合型の、先ほどの齋藤委員からもありましたように、講習会として、集まっていただく機会が制限されて、ということで、一方で、本日のように、ウェブ会議といったＩＴ化の加速というのは、ある意味、新たな手法で情報発信等を進めていけるチャンスになるのではないかと考えておりますので、講習会等につきましても、e-ラーニング等の活用であるとか、情報発信についても、このようなオンラインツールを積極的に活用して、といったところも、第４期計画でも盛り込んでいければと考えております。

○小田会長　それでは、これだけは言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、発言をお願いします。

○西寺委員　西寺です。先ほど、コロナ禍で計画が止まっていますと申しあげておりまして、私どもの団体のPＲになるのではないかと思いつつ、少し躊躇しましたが、ＨＡＣＣＰについて、１年ほど前に保健所とタイアップさせていただき、団体がこのようなＨＡＣＣＰのシールをつくらせていただき、飲食業界にお願いをしている次第です。

　先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症で何かと計画どおりには進んではいないのですが、各会員が店舗に入ったときに、このシールが貼られているかを確認して回っております。以上です。

○小田会長　他はどうでしょうか。

　私は以前、農林水産省の非公共事業の評価検討会に参加していたのですが、評価というのは非常に難しくて、今回の場合も、数値目標があると、取組は非常にされているのですが、結果的にＣ評価ということになってしまうことがあります。これについては、何か、例えば加速度などの評価等があれば、目標には達していないけれど、これだけ頑張っていますということがあれば、もう少し実態に則した評価ができるのではないかと思います。それはまた考えていただきたいと思います。

　それでは、これも非常に重要なのですが、議事２の「第４期大阪府食の安全安心推進計画（骨子案）の検討について」に移りますが、これについては資料３にまとめられております。

　先ほどの第３期計画と同じように、施策の柱、これは基本的には４つ、これは変わっていないのですが、これに紐付けられる基本施策、１１の基本施策が列挙されてあって、基本的には第３期計画を踏襲していることになりますが、特に第４期計画においては、資料３を見ていただければわかるように、右側の件数でも黒の強調になっている「食の安全安心情報発信の推進」と、「ＨＡＣＣＰの導入取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進」、これが重点取組となります。

　それから、下を見ていただくとわかるように、当初は、今回の協議会を経てパブリックコメントをする予定だったのですが、個別取組も含めて、多岐にわたっているので、１１月にもう一度協議会を開催する予定になっておりますが、このことを踏まえたうえで、事務局からの説明をお聞き下さって、色々とご意見を賜りたいと思います。

　これについては、全員にご意見を伺いますので、そのつもりで事務局からの説明をお聞きいただければと思います。

　それではよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、引き続き私から議事２について説明をさせていただきます。

　まずはお手元の資料３をご覧ください。画面でも共有させていただきます。

　資料３ですが、まず左上の１番、計画の基本的事項につきましては、「目指すべき姿（スローガン）」の部分は、前回の協議会でもご意見をいただきまして、第３期計画で掲げ『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全　築く安心』を第４期計画でも引き継ぐ、ということで予定しております。

　次に、「２．第３期計画の取組評価及び今後の方向性」につきましては、議事１で先ほどご報告させていただいたとおりです。

　次に、「３．第３期計画期間における食を取り巻く環境・社会情勢の変化」のパート、右上「４．第４期計画の重点課題と重点的に取り組む基本施策（案）」のパート、さらに、「５．第４期計画の施策の体系（案）」につきましては、後ほど資料４の第４期計画の骨子案でご説明をさせていただきます。

　本日は、委員の皆様からのご意見をお伺いしたうえで、第４期計画における重点課題、重点基本施策、また、施策の体系における基本施策の部分までを、概ね固めていきたいと考えています。

　そのうえで、各基本施策に紐付きます個別の取組事業の内容について、今後、１１月までに検討、作成していきたいと考えています。

　最後に、「６．第４期計画策定スケジュール」についてですが、先ほど会長からもおっしゃっていただきましたように、前回の協議会でご提案したスケジュールでは、本日の協議会で、こちらの個別の取組事業を含む計画素案を提示させていただいて議論していただく、ということで説明していたところですが、議事１で報告させていただいたとおり、しっかりと第３期計画の取組評価をご報告したうえで、順を追って議論を進めていきたいということです。

　本日は、第３期計画の取組評価と、第４期計画の基本施策までを固めたうえで、１１月の協議会の開催をスケジュールに追加し、次回の協議会までに随時ご意見をお伺いしながら、個別事業を含む計画素案を策定していく、というスケジュールに変更しておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

　それでは、資料４をご覧いただければと思います。

　資料４が第４期計画の骨子案としておりまして、めくっていただきますと、目次に、「第１章　推進計画策定の基本的な考え方」とありますが、２ページの「第二章　食の安全安心に関する現状と課題」をご覧ください。

　こちらはまた、実際の計画の際には、（１）で年表等を追加させていただく予定にしておりますが、本日は、1―（２）食を取り巻く環境や社会情勢の変化と今後の課題の部分をご確認いただければと思います。

　前回の協議会でのご意見を踏まえまして、主な内容を事務局で５点挙げております。

　まず、①食品衛生法の改正によるＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化についてです。改正食品衛生法が令和３年６月に完全施行されたことにより、ＨＡＣＣＰによる衛生管理が制度化され、このことは、大きな食を取り巻く環境の変化と考えております。

　ＨＡＣＣＰ導入支援におきましては、第３期計画においても重点施策として進めておりましたが、ＨＡＣＣＰについては、導入だけではなく、ＰＤＣＡサイクルにおきまして、適切に運用されるよう、取組支援の推進が、継続して必要であると考えております。

　次に、②ライフスタイルの変化についてです。長引くコロナ禍で、新型コロナウイルス感染症を想定しました新しい生活様式の実践による、ライフスタイルの変化に伴いまして、食生活も、デリバリーやテイクアウトなどの中食や、家庭調理の割合が増加しております。

　先ほど、第３期計画の取組状況の中でも報告させていただきましたとおり、これまでも随時、情報発信等に取り組んでおりますが、ここも引き続き、このような食生活の変化を踏まえ、衛生上の注意点などの情報発信を継続していくことが必要と考えております。

　次に③スマートフォン・ＳＮＳの普及やＩＴ化の加速についてです。

　総務省の調査では、令和２年度の世帯におけるスマートフォンの保有割合は８６．８パーセント、個人保有率でも６９．３パーセントと増加傾向にあり、ＳＮＳの利用率も、全世帯で７割を超えているという状況、６０代でも６割を超えているという、幅広い世代での利用が広がっている状況が見られます。

　このように、誰もが自由に情報を発信できますので、中には誤った情報であるとか、科学的根拠に乏しい情報も見られます。また、コロナ禍で、先ほどもありましたように社会のＩＴ化が加速しており、本日のようなウェブ会議などのオンラインによる交流といったものが浸透してきております。

　これらの変化は、正しくわかりやすい情報発信を、より推進する取組が必要であるという課題である一方、意見交換や情報発信の取組に、このようなオンラインツールを有効に活用していくことができれば、より効果的な情報発信につなげることができるのではないかと考えております。

　次に④食品ロス削減への関心の高まりについてです。

　前回の協議会においても、食品ロス削減に対する、食品衛生の観点からのアプローチについて、第４期計画で盛り込んではどうか、といったご意見をいただいております。

　大阪府が作成しております「大阪府食品ロス削減推進計画」では『“もったいないやん！”食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに、事業者、消費者、行政が一体となって、食品ロス削減の取組を推進しているところです。

　食品衛生の観点では、食品ロス削減につながる食品衛生、食品表示に関する知識の普及啓発が必要と考えております。

　最後に、⑤訪日外国人の増加等についてです。

　冒頭、会長からも話がありましたように、第４期計画期間中に、特に大きなトピックスであります２０２５年に開催される「大阪・関西万博」においては、約半年の開催期間で、２８００万人の来場者が予想され、訪日外国人の増加も想定されます。

　また、観光客だけではなく、府内の在留外国人についても、全国で、東京都に次いで多い状況※となっております。（※訂正有。「全国で東京都、愛知県に次いで多い状況」）

　このような状況から、今後、グローバル化が進む中で、外国人への啓発にあたっては、多言語対応ツールを活用した取組が必要だ、と考えております。

　これらの社会情勢の変化等もあり、資料の３ページに記載のとおり、第４期計画における重点課題案としましては、ＨＡＣＣＰと情報発信を設定することを予定しております。

　特に、情報発信に関しましては、コロナ禍で、集合型の催しが一部制限を受けるなどの影響もありましたが、一方で、ＩＴ化の加速により、オンラインツール等の新たな手法での情報発信に、取組を進めるタイミングであるとも考えますし、食生活の変化や食品ロス削減に関する食品衛生へのアプローチ、また、外国人の増加など、時代に合ったさまざまなテーマに対して情報発信を進めていく必要があるということで、新たに重点課題として位置付けております。

　次に５ページ、施策の体系図をご覧ください。

　前回の協議会で、左側の施策の４つの柱、「１ 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」、「２　健康被害の未然防止や拡大防止」、「３　情報提供の充実」、「４　事業者の自主的な取組の促進」、この４つの施策の柱につきましては、第３期計画から継続して取り組むということでご了承していただいたところです。

　今回は、この各施策の柱につながる基本施策につきまして、概ね第３期計画の内容を踏襲しつつ、１１の基本施策案を設定しています。

　第３期計画からの主な変更点としては、４の（２）ＨＡＣＣＰの取組支援等に関する重点基本施策につきましては、こちらは第３期計画を概ね継続する形ですが、３の（１）、新たに重点基本施策に掲げる「食の安全安心の情報発信の推進」につきましては、第３期計画における「正しくわかりやすい情報の提供」、「学べる機会の提供」、この２つの基本施策を統合しまして、重点施策として統合して取組を進めていく設定をしております。

　また、第３期計画では、施策の柱２の基本施策でありました「自主回収報告制度」につきましては、令和３年６月から食品衛生法及び食品表示法の法律に基づく自主回収報告制度として開始され、これまでの条例に基づく府独自の制度は終了しましたことから、基本施策にとする形ではなく、個別の取組として、引き続き、同様に取り組んでいくこととしております。

　本日は、この１１の基本施策までを、概ね固めさせていただいて、皆様からのご意見を踏まえながら、体系図の右側の列、例示にありますように各個別の取組事業を、今後、関係部局とも検討していきたいと考えております。

　以上が、第４期計画の骨子案の概要でございます。

　ぜひ、重点施策を含む１１の基本施策案に対するご意見であるとか、また、今後、計画素案を策定していくうえで、具体的な個別の取組事業をどの様に展開していくべきか、といったことについても、消費者、事業者、有識者の、それぞれの立場から、第３期計画の状況も踏まえまして、ご意見等をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小田会長　委員の皆様から、今回の第４期大阪府食の安全安心推進計画の骨子案、特に基本施策、基本施策に紐付く個別の取組事業、これらについてのご意見を頂戴して、次回、パブリックコメントの前に、それを決めることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、座長の独断で申し訳ないですが、順番にさせていただきます。まず、実出席されております津塩委員からお願いいたします。

○津塩委員　ＪＡ大阪中央会の津塩と申します。

　まず、第３期計画の評価で、計画どおりでなかったものが１６ありましたが、私の感想で申し訳ないのですが、１６のうち５項目、これが第３期計画の重点項目に上がっています。しかも「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」は、こんなことをいうと、重点に上げながら全滅のような形になっていると思うのですが、この辺は、コロナを理由としているものの、結果的に、できなかったことについて、第４期計画では重点から外れているわけですね。

　この外れた理由としては、一定期間が経って、ある程度、内容が整備されたと評価されているのか、もしくは、表示の関係については、コロナの関係が続くことが見込まれるので、重点から外したのか、その辺りの実態、状況をどのように把握されているのかお聞かせいただきたい。

　あと、ＨＡＣＣＰの関係もそうですが、これも１項目を第３期計画で重点項目としながら、できなかったということですが、これは引き続き重点項目に上げておられます。これについても、コロナを理由としてできなかったとありますが、もう今となっては、コロナの関係は、我々もどうなるかわかりませんし、想定外のことが色々とあるのでしょうけれど、それは前提として検討していかないといけないということで、あえて重点項目に置くわけですから、次回の評価時に、コロナでできなかったというような、我々も同じような立場なのですが、その辺も含めて、重点項目に上げているわけですから、コロナを前提とした対応の仕方をどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいです。

　以上です。

○小田会長　いきなり痛いところを突いていただきまして、少し厳しいですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局　まず、重点施策、重点課題の選定に関しまして、第３期計画の、表示とＨＡＣＣＰ部分での、事務局で考える違いの部分につきましては、先ほど津塩委員におっしゃっていただきましたように、食品表示制度につきましては、平成２７年に「食品表示法」が一元化されまして、５年間の経過措置を経て、事業者にとって新たな表示に切り替えるといったところが大きな課題としてあった、ということで、第３期計画の中では重点課題として設定し、事業者支援、説明会等の開催により、一定、こちらの経過措置も終了しまして、表示等の切り替えが終了したと考えております。

　今後は、適正表示の監視指導といったところを、通常の業務の中で引き続き継続していくということで、重点施策としてではなく、通常の施策の範囲の中で取り組んでいければ、ということで、第４期計画の中からは外れているというところです。

　ＨＡＣＣＰにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、第３期計画の中では導入支援ということで、法制度化も、第３期計画策定当初は見据えていましたので、そのような意味では、第３期計画でも導入支援、法制度化に先だっての導入支援ということで、重点施策に位置付けて取り組んできたということです。

　第４期計画の中でも、ＨＡＣＣＰは制度化が既にされて、義務化ということではあるのですが、先ほども説明させていただいたように、ＨＡＣＣＰについては、表示のように切り替えて終わりということではなく、導入をして終わりではなく、そこからさらにＰＤＣＡサイクルを適切に運用していく、ということが必要な制度になっておりますので、こちらは引き続き、導入支援と取組支援という形で、取り組む必要があるだろうということで、重点施策に位置付けております。

　また、コロナ禍での未達成といったところは、非常に多くの事業で見られるわけですが、繰り返しになりますが、対応としては、オンライン、ウェブなど新しい手法を活用しながら、社会情勢に応じた形で、できる限りの取組を推進していく必要がある、というように、課題としては認識しております。

○小田会長　よろしいですか。

　重点課題に挙げられなかったから、別に軽視しているのではなく、ちゃんとやるわけですから、「特に」という意味でご理解いただければありがたいと思います。

　生協の中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員　大阪府生協連合会の中村です。

　まず、５年の計画ですが、前期を踏襲してという形になるのですが、先ほどもありましたように、５年の計画でいいのかどうかということが、少し疑問というか。

　情勢が結構変わっていくこともあるので、５年と持たずに３年にして、もう少し明確な目標を持っていくやり方もあるのではないかと、聞いていて思いました。

　先ほど、津塩委員からもありました、できていない部分を、結構外しているので、そこの部分でいいのかというのは、あまり判断ができないなと感じています。

　以上です。

○小田会長　これについてはいかがですか。

○事務局　計画期間につきましては、第１期から中長期の計画ということで、当初は１０年計画という議論も、確かあったのかなと思うのですが、１０年のスパンは長いのではないかということで、５年の形で策定させていただいている状況と認識しております。

　３年の期間がいいのかどうかについては、議論いただければと思うのですが、第４期計画策定の今の状況では、引き続き、５年期間で、事務局では考えているところです。

○小田会長　よろしいでしょうか。

　今までの流れということもありますし、別に、５年だからといって固定しているわけではなく、毎年、評価をして改善しているので、その辺を理解いただければと思います。

　それでは、西寺委員よろしくお願いいたします。

○西寺委員　西寺です。

　先ほど、事務局から、ＨＡＣＣＰの件についてご説明いただきました。私どもも、もっと、普通の消費者が見て、「あっ、ＨＡＣＣＰを取り入れておられるんだな」というお店に行きたいと思うのですが、なかなか、何でもかんでもコロナの影響ではなくて、割と、このようなステッカーを貼られている店舗は少ないと思います。

　団体としては、ＨＡＣＣＰに力を入れて、今後も、そのような事業に参加してやっていきたいと思っておりますので、先ほど、何度も申しますが、事務局がご説明されたようなことを、持って帰りたいと思います。

　以上でございます。

○小田会長　ありがとうございます。では、大原委員、お願いします。

○大原委員　近畿百貨店協会の大原です。よろしくお願いします。

　このまとめ、計画を見るにつきまして、まさに私たち百貨店の中で起こっていることでもあるなと。それの大きい版かなと感じております。その中で言えば、やはり衛生管理と表示管理が、大きな２本柱だと考えます。

　第３期計画の反省も踏まえまして、いずれもコロナ禍ということで、なかなか直接、接点を持てないということがあると思います。私たち事業者からしますと、直接にご指導いただく、個別にご指導いただくという機会は、本当にありがたい機会だと思っております。間のことも聞けますから、本を見てもわからないようなことも教えてもらえるというところで、本当にありがたい機会だと思っています。

　なかなか、表示にしても衛生にしても、そのような機会が持てないということですので、まず、表示につきましては、従来、色々な研修会ですとか説明会を開いていただいておりましたり、個別の相談も受けていただいておりましたが、やはり、こういったところを、もう少し使いやすく拡充いただけると、コロナの中でも、事業者がより相談しやすく、より正しいものが世に出回る形になるのではないかと思います。

　一方で、先ほど、消費者の方向けについても、お客様にも色々わかっていただくことも大事だと思いますので、その両輪で進めていければ、コロナの中であっても、色々な指導が受けられたり、情報が得られたりということで良いのではないかと思います。

　もちろん、数少ない機会となるかもしれませんが、直接指導の機会はあるほうが、本当にありがたいことだと感じております。

　もう一つ、ＨＡＣＣＰ、衛生管理についてですが、こちらについては、一般的衛生管理というものがあって、プラス重点管理という、２階建ての立て付けになっているかと思いますが、こちらについては、特に重点管理についてですが、日々の反省を踏まえて、もしくは事故を踏まえて、次にどうしていくかというＰＤＣＡサイクルを回すというようにみんなで動いていただく、これがこれまでの制度との大きな違いかと思いますので、ここをわかっていただけるような進め方、発信の仕方ができれば、この制度を活用して、より高みにいけるのではないかと考えております。

　ただ、私どもも、日々、社内でも議論しておりますので、簡単ではないことはわかってはいるのですが、先ほども事務局からありましたように、今回の制度は作っておしまいですということではなく、考え続けることがＨＡＣＣＰに取り組むことなんですよ、ということを根付かせていくことが大事なことではないかと考えます。

　以上、百貨店協会の小売としての意見ということで言わせていただきました。

○小田会長　貴重なご意見をありがとうございます。

　小崎委員、お願いします。

○小崎委員　いくつか述べさせていただきます。

　先ほどの大原委員と同じで、ＨＡＣＣＰについて、前回の委員会でも申し上げたのですが、ＨＡＣＣＰが前に出過ぎているのです。割と大きな工場だと、ＨＡＣＣＰシステムを入れているけれど、いわゆる、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理の部分が、通常の飲食店で要望されている側面が大きいですね。

　ですから、ＨＡＣＣＰ、ＨＡＣＣＰと言ってしまうと、ではＣＣＰ（重要管理点、Critical Control Point）はどうするのかという話になるので、先ほどもおっしゃったように、一般衛生管理が非常に重要で、ですから、その辺の言葉の使い方、これは厚生労働省が書いているから、このような言葉になってしまうのかもしれませんが、やはり、一般の消費者からすると、「エイチエーシーシーピーって何なんだ」という話で、割ととっつきづらいと言うか。

　そうすると、先ほども申し上げたような、一般衛生管理、ＳＯＰ（標準作業手順）やＳＳＯＰ（衛生標準作業手順）などがありますが、そのような管理をきちんとするということが、先ほどもおっしゃっていましたが、いわゆるＨＡＣＣＰに結びつくようなベースになっているという、そこを、大阪府で、もう少し工夫をして書いていただけないかな、ということが１点あります。

　それから、少し話題から外れるのですが、昨年も今年も、いわゆるコロナの影響で、特に飲食店などがクローズしている所がありますが、仮に開けたとしても、やはり食中毒事例が結構少ないですね。昨年も、おそらく患者数が１万ちょっと、通常２万位あったものが半分位になっている状況ですね。

　ただ、問題は細菌だとか、特に大阪府の場合は、ノロウイルスが何故か、結構多かったのですが、通常の衛生管理、あるいは消毒等をしていると、かなり、コロナの予防にもなったのではないかというような、科学的には検証はしていませんが、側面はあると思うのです。

　ただ問題は、これは具体的な話になりますが、結構アニサキス（寄生虫の一種）が多くなってきています。昨年でも、３００件以上あって、大阪府は他府県と比べると、少し少ないですが。Ｏ１５７（腸管出血性大腸菌）や、いわゆる鳥インフルエンザの話も良いですが、今はやりの、厚生労働省が気にしているようなところも少し、次の段階の策定の中に、文言として入れていただければ、ありがたいかなという気がしています。

　いずれにしても、コロナ禍で、いわゆる人の健康という部分の中で、府の職員が、結構大変な思いをされていることは重々承知しておりますが、府庁全体で感染症予防ということを、食中毒も含めて大事なことですので、少し落ち着いたら、コロナ対策として、どのぐらいの効果があったのか、そのようなことを検証する必要があるのではないか。

　おそらく、厚生労働省は、そういったことをしないと思います。縦割り行政の中で、多分しないと思いますので、このような場なので、私からすると、そういったことも検証していただければなと、あくまでも希望ですが、思います。

　以上です。

○小田会長　ずっと前から意見は出ていますが、取りこぼさないように、そのようなスタンスでやっていく必要があると思います。

　今の小崎委員の意見に対して、コメントはよろしいですか。

○事務局　１点目は、ＨＡＣＣＰの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進は、基本施策の中で、個別事案の書きぶりの中で、ＨＡＣＣＰが、前に出過ぎないように、一般衛生管理の部分も重要であるということの書きぶりについては、担当部門と検討をして進めたいと思います。

　また、アニサキス等が全国的に多く感染しているということもありますので、そういった部分についても、どのような取組ができるのか等も含めて、あと、コロナ対策が食中毒事例の現象と、どのように影響したかということの検証は、どこまでできるかということはあるのですが、検討させていただけたらと思います。

○小田会長　それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員　私からは、ご質問も踏まえてですが、第３期計画の重点事項というのは、「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」というのが一つと「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」ということで、多分、第３期計画を進められたと思うのです。「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」というのは、今の第３期計画を見ますと、Ｃ評価で「できていない」、これを外すということですね。

　基本施策としては、全て大事だと思うのですが、その中で、より何を重点に置くかということだと思うのですが、やはり、第３期計画でできていないことを、第４期計画の重点事項から外すというのは、それはいかがなものかとは思います。

　もう１点は、第３期計画では、「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」という文言であったものを、今度は「ＨＡＣＣＰの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進」、これは何が違うのかという印象を受けるところで、資料３の４番を見ますと、まず、手引書を用いたＨＡＣＣＰの人的支援、食品衛生責任者等へのセミナーの開催、認証制度の普及ということですね。

　この認証制度については、今期については６００施設ということで達成されているのですね。ある程度うちの業界でも、認証制度を進めていますが、お問い合わせが結構多くて、皆様取り組んでこられていますし、ある意味では、一定広がっているのかと思っています。

　食品衛生責任者へのセミナーというのは、これは、行政がこれから法律で決められたときに、いわゆる実務者講習会ということを法的にやらないといけないということで、行政としてやっていかないといけない項目だと思うのです。そうなると、ここに重点をおくというのは、一体、何をポイントとして置いているのかを、もう少し明確にされて、重点項目を決められるほうが良いのではないかなと思います。

　ある意味、基本施策はすべては重要ですが、その中で、より重要だというのであれば、そこを少し明確に、第４期計画は設定されるほうが良いのではないかと思っています。

　以上です。

○小田会長　いかがでしょうか。これも厳しいご意見ですが。

○事務局　重点施策の設定にあたっては、先ほど、津塩委員からもご指摘いただきましたように、表示の適正化の推進については、第３期計画の重点施策の数値目標の面から見るとＣ評価ということではあったのですが、「食品表示法」の制度移行ということでは、しっかりと表示の切り替えが進んだというように理解しております。重点施策からは外れるのですが、基本施策に引き続き位置付けたうえで、適切に取り組んでいきたいと考えております。

　今回の第４期計画は、重点施策については、ＨＡＣＣＰと情報発信という部分になるのですが、これは協議会の中でも、現状、「事業者あり方検討部会」と「情報発信評価検証部会」という形で、部会をそれぞれ設けて、各事業者支援と情報発信の部分で、取組評価であるとか、ご提言、ご議論いただいておりますので、そちらの協議会の部会の内容ともリンクする形で、第４期計画期間中でも、取組の評価等もしっかりとしていけるのではないかなという意味も含めて、第４期計画では、ＨＡＣＣＰと情報発信という２点を重点施策としていきたいと考えております。

　おっしゃっていただいたように、基本施策として掲げるということでいけば、新たな取組等も必要になってくるのかと考えておりますので、そちらについても、個別の取組事業の中でどのようなことができるのか、事務局でも検討をさせていただきながら、また、ご意見をいただきながら、計画素案の中で落とし込んでいければと考えております。

○小田会長　よろしいですか。

　部会でしっかりするということですね。

　それでは、ウェブの方で順番にお願いします。河合委員、どうぞ。

○河合委員　内容を見せていただいて、先ほど、他の委員からもご意見もあったと思うのですが、我々のような生業として食品に携わっている人間としては、ＨＡＣＣＰであったり、食の安全安心という内容は、ある程度は理解できるのですが、一般の消費者、そういった方たちがどのように理解をしてくださるかというのは、ちょっとわからないところがあるのではないかとむしろ思います。

　今後の情報発信をするという形、この部会の取組を発信するという話がありましたが、ホームページやＳＮＳであったりそういったものは、どうしても、そこに、果たしてどのような目的で誘導できるかが課題になると思うのです。

　一般の人にホームページを見ていただくためには、このような取組をしているということを、一般の方たちに、どのようにアピールしていくかが、１つの課題になるのではないかと、私は考えるのですが、そのような取組、部会からのアクションについては、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただけますか。

○小田会長　いかがでしょうか。

○事務局　ご意見をいただきましたように、まさに、ホームページ等につきましては、見に来ていただける方がいないと、なかなか情報発信の効果としては低いところですので、１つは、「情報発信評価検証部会」でも報告をさせていただきましたように、ＳＮＳ等については、広く情報発信できる、メールマガジン等と同様の効果があるのではないかと。メールマガジンは登録をしていただかないと情報が届かないというところではあるのですが、一方では、ＳＮＳの活用等ができれば、登録をされていない方についても発信ができる、というメリットがあるのかなと思いますので、スマートフォンの普及等もありますので、そういったツールを活用しながら、情報発信の充実を図っていければと思っています。

　一方で、それだけではなくて、今、コロナの状況にもよるのですが、実際に対面での情報提供といったところも、やはり重要だと認識していますので、第３期計画では、なかなか取組が充分進めていなかったキャンペーンや講習会といったことがありますが、こちらも、引き続き進めていきたいと思っております。

　さまざまな情報発信の機会等がございましたら、ぜひ参加していきたいと思いますので、情報提供等いただければと考えております。

○小田会長　よろしいですか。

　Facebook（フェイスブック）やInstagram（インスタグラム）も、地域限定の発信ができれば、見る方も増えるのかと思いますので、それはまたよろしくお願いいたします。

　それでは、大滝委員、よろしくお願いいたします。

○大滝委員　ＡＣＡＰ（消費者関連専門家会議）西日本支部の大滝でございます。ありがとうございます。

　私もやはり、消費者関連協議会ということで、お客様からのお申し出等を、日々、業務としてやっている中で、やはり、お客様に、どうやったらうまく伝えられるかということが、非常に課題だなと思っておりまして、今回の第４期計画の中で、情報発信を重点課題としてされるということで、とても興味深く感じております。

　先ほども、ＳＮＳ等で情報発信をしていくということだったのですが、やはり、どのように見ていただけるか、弊社でも、ホームページやＳＮＳで色々と情報発信をしているのですが、なかなか、見に来てもらえないと伝わらないということがあるので、いかに見てもらえるかというところ、見に来ていただいた方に、いかにわかりやすく説明するかということが非常に大事かと感じておりますので、こちらの重点課題、情報提供、情報発信のところ、色々と詰めていただいて、また、こちらとしても学ばせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　以上です。

○小田会長　それでは、林委員。

○林委員　日本チェーンストア協会関西支部、事務局の林でございます。今回、事務局が交代になりまして、初めての参加とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

　基本施策ということで、すべて、私ども流通業界としては、食品表示であったり食中毒、ＨＡＣＣＰにつきましても、常に毎日、食の安全安心ということで直面していることでございます。

　その中で、色々と勉強させていただいて、重点課題として、食の安全安心情報発信とＨＡＣＣＰの取組支援ということで考えておられますので、それ以外に、食品表示であったり食中毒の発生等についても、色々と情報をいただきまして、勉強させていただいて、私ども、関西の流通業界の１２社、加盟企業がございますので、色々と情報発信をさせていただいて、より高みへともっていきたいと考えております。

　今回は勉強させていただきたいと考えております。以上です。

○小田会長　それでは、標葉委員、お願いします。

○標葉委員　社会情勢の変化、訪日外国人の増加する中で外国人のケアをする中でも、多言語化ツールの拡充は必要だと思います。

　重点課題の中に、多言語媒体で外国人に向け普及啓発を実施ということを挙げられているのですが、これは、外国人の方を消費者として、啓発をするような部分で考えておられるのかと思ったのですが、ただ、実際には、結構、外国人の方を例えば、食品工場などの労働者として事業者が、人手が不足しているので、相当な数を雇用されているという現状は、話としてはあると思うのですが。

　どうしても文化の違い、例えば東南アジアやインドなど、当然文化が違うので、先ほど、一般衛生管理の話がありましたが、一般衛生管理どころか手洗いの習慣すらない外国人を、事業者として登録せざるを得ないというようなことについても、話としては聞いているのですが、当然、衛生教育というのは、事業者の責任で、当然やっていかないといけない部分ではあると思うのですが、そのようなことを支援する部分、府としてもやっていかないと、事業者の方だけの教育で、衛生的な安全安心ということが行われるのか。

　どうしても消費者に関わってくる部分なので、この多言語化対応ツールを、どのような形で考えておられるのか。衛生教育についても、例えば、資料であるとか、ツールというものを、府側が事業者に提供できるような活動というか、取組についても、一度検討していただければと思っています。

○小田会長　貴重な意見をありがとうございました。

　丸山委員、お願いします。

○丸山委員　関西消費者協会の丸山でございます。

　重点的に取り組む施策の中で、先ほどから話題になっております情報発信の推進がありますが、前回、私どもの協会で、消費者問題専門誌がございますので、情報活用に関して、協働できないかということを発言させていただいたのですが、その後すぐに実施していただきまして、８月に出た情報誌に「大阪府食の安全安心の取組」という記事を掲載していただいたのです。

　３回の連載になっているのですが、でき上がったものを見ますと、私は個人的に理想的だなと思っているのは、大阪発の全国誌を目指しておりまして、これは別に、協会の中のコンセプトでもなく、私が良いなと思っていることなのですが、そのようなものに近づく、と言うか、できあがったものが、非常にいい感じになっていますので、そのように活用していただければ、お互いにとっていいのではないかと思っています。

　情報発信の主なテーマに、食中毒の予防や、食品表示、食品ロスの削減につながる衛生知識、食の安全に対する正しい情報などが入っておりますので、このようなことを知識として、啓発的な内容も盛り込んで、この連載が終わっても色々と情報提供をしていただければ、お互いにとっていいと思います。このように、私どもの団体だけではなく、他の団体様も、消費者団体の横のつながり、行政との縦のつながり、そのような縦横のつながりを重視しながら、消費者施策をうまく発展させていくのが、新しい消費者施策の目指すところだと思っておりますので、うまく利用していただきたいと思っております。

　以上です。

○小田会長　ありがとうございます。最後になりましたが、平川委員、よろしくお願いいたします。

○平川委員　大阪大学の平川です。

　本日、色々と伺っている中で、やはりウェブの活用を含め、特にコロナの状況の中で、今後もまだ続くかもしれないということ、また、コロナが終わった後でも、ウェブを活用したコミュニケーション、情報発信や情報共有、リスクコミュニケーションが非常に重要になってくると思いますので、その辺りも、ぜひ「情報発信評価検証部会」で、またあらためて、本年度に検討させていただければと思います。

　先ほど、丸山委員がおっしゃってくださった情報の発信共有は「情報発信評価検証部会」でも出てきて、早速取り組んでいただいたという経緯もありますので、今後もこのような形で、うまく協働しながら、クリエイティブな取組ができればいいなと思いますので、ぜひ、次の「情報発信評価検証部会」で本年度も検討させていただければと思います。

　以上です。

○小田会長　よろしくお願いいたします。

　この第４期計画、基本的なところは食なので、絶対に健康に害悪のあることは、きちっと指導をしながら防止をしていく。これは当たり前なのです。

　大阪府は不幸なことに、Ｏ１５７の事件もあったわけですから、そこは絶対に外すわけにいかないので、それをステップとして守れる体制をつくっていくことですね。

　それから、そのようなことについての新しい変化、情勢変化に対応するような情報発信をやっていかなければならないので、次回は、この辺のお話について、本日の貴重な委員の皆様方のご意見を、事務局で取りまとめていただき、計画素案の作成をお願いしたいと思います。

　では議事の（３）「その他」として、何か、ここで議論しておいたほうがよいことはございますでしょうか。もしなければ、議事については、これで終わりとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○小田会長　それでは、本日の審議はこれで終了といたします。事務局に進行をお返しします。

○事務局　小田会長、ありがとうございました。それでは、協議会を閉会するにあたりまして、大阪府健康医療部生活衛生室長の大武より、一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　大阪府健康医療部生活衛生室長の大武でございます。

　小田会長、本日はありがとうございました。また、委員の皆様にはご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席賜り、活発なご議論をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

　食の安全安心、これは、人が生きていくうえで、本当に土台になるものであることを、本日のご議論を聞いて、あらためて実感したところです。

本日は、とりわけ、第３期前期の計画の振り返りの中で、コロナの影響ということが、非常に議論というか、話題になりました。できていない部分も非常にあったかと存じます。しかし、今申し上げた食の安全安心は本当に土台だということを振り返りますと、コロナのためにできなかったということに思考停止してはいけないことを、あらためて実感しました。何ができるのか、コロナであっても、あるいは、コロナに限らず、どんな危機事象にあっても何ができるのか、これを考えていかないとならないということを考えております。フレキシブルに、しなやかに取り組んでいくことが必要な時代、がちがちの考えで「これしかない」という考えではまずいのではないか。ということも、あらためて感じました。

　本日は、この５年間の方向性についてご議論いただきました。これから、まだまだ知恵を絞って具体の取組、これを練り上げていかなければならないと考えます。委員の皆様方の知見、これもまた大いに寄せていただいて、私どもも大いに議論させていただき、進めてまいりたいと考えております。

　本日は、本当にありがとうございました。

○事務局　以上をもちまして、「第２６回大阪府食の安全安心推進協議会」を閉会いたします。

　本日は長時間に渡ってご議論いただき、誠にありがとうございました。

（終了）